

企画競争方式における特定結果書

1 業 務 名 R6B単価契約相武国道事務所管内不動産鑑定評価等業務(その1・その2)

2 所属事務所 相武国道事務所

3 方 式 企画競争方式

4 企画提案書の提出要請日 令和6年3月11日

5 公 示 日 令和6年2月19日

6 特定通知日 令和6年3月27日

	企画提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
1	図子不動産鑑定株式会社	○	
2	足立不動産鑑定株式会社	○	
3	株式会社西東京不動産鑑定所	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他者が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「業務実施方針」における「適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等」において、他社が優位であると判断したため。
4	東西アプレイザル	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他者が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「不動産鑑定士の経験及び能力」における「鑑定評価実績」、「業務実施方針」における「評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向」、「適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等」において、他社が優位であると判断したため。
5	神奈川鑑定	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他者が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「不動産鑑定士の経験及び能力」における「鑑定評価実績」において、他社が優位であると判断したため。
6	株式会社さくら総合事務所	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他者が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「不動産鑑定士の経験及び能力」における「鑑定評価実績」、「業務実施方針」における「適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等」、「公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点」において、他社が優位であると判断したため。
7	片岡不動産鑑定士事務所	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他者が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「不動産鑑定士の経験及び能力」における「鑑定評価実績」において、他社が優位であると判断したため。

R 6 B 単価契約相武国道事務所管内不動産鑑定評価等業務（その１・その２）〔企画競争入札方式〕企画提案を特定するための基準

企画競争評価表

業務名	R 6 B 単価契約相武国道事務所管内不動産鑑定評価等業務（その１・その２）
所属（事務所）名	相武国道事務所
発注方式	企画競争方式
企画提案書の提出要請日	令和 6 年 3 月 1 1 日（月）
特定通知日	令和 6 年 3 月 2 7 日（水）

評価項目		評 価 の 着 目 点		評価ウェート		足立不動産鑑定（株）	図子不動産鑑定（株）	C社	D社	E社	F社	G社
		判 断 基 準										
不動産鑑定士の経験及び能力	1 地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績 「対象期間は、地価公示標準地は、令和4年から令和6年（当該年度）とし、地価調査基準地は、令和3年から令和5年（当該年度）とする。」	① 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査基準地の担当経験	1. 当該年度を含み過去3か年以上継続 2. 当該年度を含み過去3か年未満継続 3. 過去3か年以内に担当経験がある ※担当経験がない場合は加点しない	6	10	6	0	0	2	0	0	0
		② 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査基準地の分科会の幹事経験	1. 当該年度を含み過去3か年以上継続 2. 過去3か年以内に幹事経験がある ※分科会の幹事経験がない場合は加点しない	4		0	0	0	0	0	0	
	2 鑑定評価実績 「対象期間は、令和2年度以降公示日までとする。」	① 評価対象地域内における公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数		9	25							
		1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	1. 実績件数が10件以上 2. 実績件数が5件以上10件未満 3. 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	(6)		6	6	0	6	0	0	0
		2) 宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の実績件数	1. 実績件数が10件以上 2. 実績件数が5件以上10件未満 3. 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	(3)		3	2	2	1	0	0	0
		② 評価対象地域内における以下の地域ごとの一般鑑定評価の実績件数		9								
		1) 住宅地域の鑑定評価の実績 件数	1. 実績件数が10件以上 2. 実績件数が5件以上10件未満 3. 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	(6)		6	2	2	6	2	2	0
		2) 宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の実績件数	1. 実績件数が10件以上 2. 実績件数が5件以上10件未満 3. 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	(3)		2	0	0	3	0	0	0
		③ 公共用地取得業務特有の特殊な案件に係る土地評価実績（堤外民地・池沼・線下地・保安林・崖地・ゴルフ場などの取引事例が稀少な評価、区分地上権・地役権などの特殊な権利に対する評価）	①実績がある ※実績がない場合は加点しない ※評価対象地域及び期間は問わない	4		4	4	0	4	0	0	0
		④評価対象地域内における差押不動産、公売不動産、国税（路線価調査）及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績件数	①実績件数が10件以上 ②実績件数が5件以上10件未満 ③実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	3		3	3	0	3	0	0	0
業務実施方針	3 業務実施方針	① 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について（詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		10	65	6	6	10	6	6	3	6
		② 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について（詳細かつ的確な手法等が提案されている場合に評価）										
		1)取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5		5	3	5	3	5	3	0
		2)鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5		3	3	5	1	3	3	3
		3)一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5		5	5	3	5	1	0	
		③ 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について										
		1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間 （処理期間が短く、かつ具体的な処理手続きが記載されている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5		3	3	5	3	5	5	3
		2) 複数の鑑定依頼が重なったときの処理方針 （依頼業務の円滑な実施を確保する処理方針が提案されている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		5		1	3	5	1	5	1	3
		④ 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について（特有条件・留意点について、適切な認識・理解がなされている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		10		6	10	10	6	10	10	3
		⑤ 当該評価対象地域の同一需給圏を決定する際の留意点について（同一需給圏の決定手法についての確に記載されている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		10		6	6	6	6	6	6	6
⑥ 賃料（標準家賃）の鑑定について（賃料鑑定の事例収集、鑑定手法についての確に記載されている場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。		10	6	6	6	6	6	6	6			
取組指針	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	(1) 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業） （「1段階目」「2段階目」及び「3段階目」の評価は、「労働時間等の働き方に係る基準」を満たすことが必要となる。また、「行動計画」の評価は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））		(5)	5	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 次世代法に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業） （「くるみん（H29.3.31までの基準）」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改める省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令第2条第3項の規程に基づく認定を受けている場合に加算し、「くるみん（H29.4.1～R4.3.31までの基準）」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令第2条第2項の規定に基づく認定を受けている場合に加算し、「くるみん（R4.4.1以降の基準）」は、令和3年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定を受けている場合に加算する。）		(5)								
		(3) 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		(4)								
		複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。（例えば、「プラチナえるぼし」の認定を受け、かつ、「くるみん（令和4年4月1日以降の基準）」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「5点」を加点する。） ・内閣府男女共同参画局長の認定等を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。										
合 計				105.0		71.0	62.0	61.0	60.0	53.0	40.0	30.0